



2008年5月12日

各位

東京都品川区南大井六丁目25番3号  
日本通信株式会社  
代表取締役社長 三田 聖二  
(コード番号: 9424)  
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久  
電話 03-5767-9100 (代表)

## 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年5月12日の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」という）を発行すること、及び、金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当人との間で下記の内容を含む新株予約権付社債引受契約を締結することを決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 本新株予約権付社債（第三者割当）の募集の目的

当社は、世界で初めてのデータ通信MVNOとして、2001年にPHSによるMVNO事業を開始し、当該事業の立上げ実績を基に、2004年3月期を基準期として2005年4月に大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場しました。

上場時においては、現行のPHSによるMVNO事業に加えて、2006年3月期中に3G（第3世代携帯電話）によるMVNO事業を開始することを想定していましたが、諸般の事情により実現に至らず、結果として、上場後3年間の当社の業績は、株主の皆様のご期待とは乖離した内容となっております。

この間、当社では、3GによるMVNO事業を開始するため、各携帯電話事業者との交渉に注力し、その一環として、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」という）との相互接続に関して総務大臣の裁定を求める申請を行いました。

その結果、昨年11月30日に総務大臣の裁定が下り、当社が要望する形での相互接続が認められました。これを受けて、本年2月14日にはドコモと基本合意を締結し、また4月1日には開発契約等を締結し、相互接続に向けた準備を進めています。当社では、総務大臣裁定に至った相互接続とは別の相互接続についても並行して準備を進めており、これにより、携帯IP電話サービス等の新サービスを当事業年度第2四半期中に開始する計画です。

今回の資金調達、3GによるMVNO事業に関する上記の計画を実現するために必要な開発投資および設備投資、並びに米国事業の立上げにかかる運転資金の調達を目的としたものです。

## 2. 第三者割当による資金調達を選択することとした理由

当社は、昨年12月に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）により4億円の資金を調達し、同時に、メリルリンチ日本証券株式会社を引受先とするエクイティ・コミットメント・ラインを設定し、40,000株相当の新株予約権を発行しました。これにより、今後拡大することが見込まれる事業機会の実現に向け、短期的には4億円の調達によって手元流動性を高めつつ、中期的には新株予約権の行使によって必要な資金を柔軟かつ機動的に調達する道筋を確保しました。

現在、当社には、上記1に記載した計画を実現するための資金需要が存在します。そのための資金調達方法としては、エクイティ・コミットメント・ラインの一部の行使によることも考えられますが、本新株予約権付社債の発行による資金調達が適切であると判断いたしました。

この理由は、1) 本新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動によっては修正されず、株式分割等の一定の事由による転換価額の調整を除いては常に一定であるため、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による希薄化の割合が発行時に確定すること、2) 本新株予約権付社債の割当先が当社の社外取締役が保有するジョイント・トラストであり、かつ本新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、当社の取締役会の承認なく当該割当先以外の第三者に譲渡されることがないこと、および、3) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額（200,000円）は発行決議日の前営業日の当社普通株式の終値の2倍以上の金額であり、時価を大幅に上回る水準となっていることによります。本新株予約権付社債は、このような発行条件とすることで、既存株主への不利益を回避するように設計されています。

以上の理由により、本新株予約権付社債の発行は、短期的な資金需要に対する資金調達を図りつつ、既存株主への影響を限定するものです。当社は、これと併せて、現時点で行使していない40,000株相当のエクイティ・コミットメント・ラインにより、今後、戦略的な事業展開を進める上で、柔軟かつ機動的な資金調達手段を確保しています。

## 3. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権付社債発行に係る調達資金	400,000,000円
・ 発行諸費用概算	5,000,000円
・ 差引手取概算額	395,000,000円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権付社債の発行総額から、本新株予約権付社債に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、上記(1)記載の差引手取概算額 395,000,000 円を、①主として 3G(第三代携帯電話)MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善及び端末の仕入れなどの設備資金に充当し、②一部を米国事業立上げにかかる運転資金に充当する予定です。具体的な金額の内訳はまだ確定していませんが、現状では①に約 200,000,000 円、②に約 195,000,000 円を充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 5 月から平成 21 年 12 月まで

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記(2)記載のとおり、今回調達する資金は、MVNO事業の拡大のための先行投資的な設備資金及び米国事業の立上げにかかる運転資金に充当する予定であり、これらの事業の拡大及び立上げは、今後の当社の収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

4. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結) (単位:百万円)

決算期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	4,559	4,943	3,996
営業利益	181	173	△621
経常利益	153	113	△599
当期純利益	112	107	△1,272
1株当たり当期純利益(円)	629.98	495.40	△5,670.57
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	9,395.04	16,657.01	10,964.11

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	225,325.63株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	59,781株	21.0%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	59,781株	21.0%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプションによる 16,581 株、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)による 3,200 株、および第 1 回行使価額修正条項付新株予約権(第三者割当)による 40,000 株を合計したものです。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・日本通信株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）

発行期日	平成20年5月27日
調達資金の額	395,000,000円
募集時点における発行済株式数	225,325.63株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（200,000円）における潜在株式数：2,000株

（注）調達資金の額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行期日	平成17年4月20日
調達資金の額	1,506,750,000円
募集時点における発行済株式数	179,204.63株
当初の資金使途	設備投資（ネットワーク設備および関連開発システム、ソフトウェア、移動端末機器）
支出予定時期	平成17年4月～平成19年3月
現時点における充当状況	顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入に充当しています。

- ・有償・第三者割当増資（上場時のオーバーアロットメントに伴うもの）

発行期日	平成17年5月23日
調達資金の額	231,875,000円
募集時点における発行済株式数	213,747.63株
当初の資金使途	設備投資（ネットワーク設備および関連開発システム、ソフトウェア、移動端末機器）
支出予定時期	平成17年5月～平成19年3月
現時点における充当状況	顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入に充当しています。

- ・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）

発行期日	平成19年12月21日
調達資金の額	390,000,000円
募集時点における発行済株式数	224,455.63株
募集時における	当初の転換価額（125,000円）における潜在株式数：3,200株

る潜在株式数	
現時点における 転換状況（行使 状況）	転換済株式数（行使済株式数）：0株 （残高 400,000,000円、転換価額（行使価額） 125,000円）
当初の資金使 途	① 本邦における3G MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、 ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払な どの設備資金 ② 米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入 などの設備資金 ③ 米国における事業の立上げにかかる運転資金
支出予定時期	平成19年12月～平成21年12月
現時点におけ る充 当 状 況	本邦及び米国で当社が顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内シ ステムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入ならびに米国での事 業立上げにかかる運転資金に充当しています。

・第1回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当）

発 行 期 日	平成19年12月21日
調達資金の額	1,758,100,000円
募集時点にお ける発行済株 式 数	224,455.63株
募集時におけ る潜在株式数	40,000株
現時点におけ る 行 使 状 況	行使済株式数：0株
当初の資金使 途	① 本邦における3G MVNO事業の推進にかかるソフトウェアの開発、 ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払な どの設備資金 ② 米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入 などの設備資金 ③ 米国における事業の立上げにかかる運転資金
支出予定時期	平成19年12月～平成21年12月
現時点におけ る 充 当 状 況	本邦及び米国で当社が顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内シ ステムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入ならびに米国での事 業立上げにかかる運転資金に充当しています。

(5) 最近の株価の状況

平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	115,000円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	28,700円
平成20年3月期末 (平成20年3月31日終値)	41,600円
直近3か月の終値平均 (平成20年2月12日～平成20年5月11日)	48,411円

(注) 各株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

5. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 20 年 3 月 31 日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ビー・エー (34,985 株)	15.55%	エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ビー・エー (34,985 株)	15.55%
エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (28,212 株)	12.54%	エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (28,212 株)	12.54%
シティグループグローバルマー ケッツインク (18,835 株)	8.37%	シティグループグローバルマー ケッツインク (18,835 株)	8.37%
ジー・エフ・エス・ホールディン グス・リミテッド (6,850.55 株)	3.04%	ジー・エフ・エス・ホールディン グス・リミテッド (6,850.55 株)	3.04%
エル・ジー・アール・ホールディ ングス・リミテッド (6,850.28 株)	3.04%	エル・ジー・アール・ホールディ ングス・リミテッド (6,850.28 株)	3.04%
城野 親徳 (6,477 株)	2.88%	城野 親徳 (6,477 株)	2.88%
ダブリュー・エル・エフ・ホール ディングス・リミテッド (5,335.36 株)	2.37%	ダブリュー・エル・エフ・ホール ディングス・リミテッド (5,335.36 株)	2.37%
三田 聖二 (2,981 株)	1.32%	三田 聖二 (2,981 株)	1.32%
大阪証券金融株式会社 (1,537 株)	0.68%	大阪証券金融株式会社 (1,537 株)	0.68%
松井証券株式会社（業務口）	0.49%	松井証券株式会社（業務口）	0.49%

(注) 1. 今回の本新株予約権付社債については長期保有を約していないため、今回の本新株予約権付社債の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示していません。

2. 各株主の保有株式数及び持株比率は、平成 20 年 3 月 31 日現在の数値に基づいています。

6. 業績への影響の見通し

今回の資金調達には、ドコモとの相互接続による 3G でのデータ通信 MVNO の準備を進め、また、米国におけるデータ通信 MVNO 事業の立上げを推進するためのものであり、これらにより、短中期的に売上拡大に寄与するものですが、現時点において業績への影響額を見積もることは困難です。なお、今回の資金調達に伴う当期への費用面での影響としては、発行諸費用 5,000,000 円、未払利息 10,126,027 円の計 15,126,027 円を営業外費用として計上する見込みです。

7. 発行条件等の合理性並びに発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権部分1個の行使に際して払込をなすべき額は各社債部分の発行価額の500分の1(200,000円)と同額とし、当初の転換価額は、当社が過去に実施した当社普通株式の売出価格(平成17年11月30日に売出価格を決定)である128,040円及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)の当初の転換価額である125,000円を参考にしつつ、平成20年5月9日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(93,300円)の2倍の金額(186,600円)を基準としました。併せて、本新株予約権付社債の利息(年利3%複利)は償還期限に一括して支払うものとされており、新株予約権を行使(転換)した場合には利息の支払いが生じない(金利はゼロである)こと等を総合的に判断し、発行条件として合理的であると判断しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の潜在株式数は2,000株であり、当社の発行済株式総数225,327.63株の1%を下回っており、発行数量は小さいものとどまっています。また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額(200,000円)は、最近3ヶ月の当社普通株式の普通取引の終値平均(48,411円)の4倍以上、かつ、発行決議日の前営業日の当社普通株式の普通取引の終値(93,300円)の2倍以上の金額であり、時価を大幅に上回る水準となっています。したがって、本新株予約権付社債による希薄化の規模は合理的であると判断しています。

## 8. 割当先の選定理由

### (1) 本新株予約権付社債について

#### (イ) 割当先の概要

① 名称	バーナード・ヴィ・アンド・テレザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4. 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)
② 設立根拠等	米国法
③ 所在地	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA
④ 代表者名	テレザ・エス・ヴォンダーシュミット
⑤ 出資金の総額	該当事項なし
⑥ 事業の内容	信託事業
⑦ 資本関係	855.27株の当社普通株式を保有、他に潜在株式として当社新株予約権3,200株を保有(注)
⑧ 取引関係	該当事項なし
⑨ 人的関係	当社の社外取締役であるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット(当社の代表取締役の実姉)が保有するジョイント・トラスト

(注) 代表者個人で保有する分は含みません。

#### (ロ) 割当先を選定した理由

上記割当先は、当社の社外取締役を務めるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストであり、当社創業時からの株主として長期的な支援を継続するとともに、当社の事業を深く理解しています。上記割当先は、当社の将来性を見込んだ投資を企図しており、現在第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)の全額を保有しております。当社は、今回の本新株予約権付社債の割当てを通じて、今後も当該割当先とさらに緊密な関係を発展維持していくことを企図しています。

#### (ハ) 割当先の保有方針

本新株予約権付社債について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権付社債については、その発行要項において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

#### (ニ) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の大株主と上記の割当先との間において、株券貸借についての契約はありません。

以上



(別紙)

**日本通信株式会社**  
**第2回新株予約権付社債発行要項**

1	社債の名称	日本通信株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という)
2	発行総額	金 400,000,000 円
3	各社債の金額	金 100,000,000 円の1種
4	社債券の形式	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行しないものとする。
5	社債の利率及び計算方法	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
6	社債の発行価額	額面100円につき金100円 なお、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7	申込期日及び申込取扱場所	平成20年5月27日(火) 日本通信株式会社 人事総務担当
8	払込期日	平成20年5月27日 なお、本新株予約権を割り当てる日は、平成20年5月27日とする。
9	募集方法	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる予定とする。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニュアリー4, 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金 400,000,000 円
10	物上担保・保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11	財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合又は当社の既発の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
12	利払期日及び利払方法	本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日(同日を含む)から償還期限(第13項第(2)号(イ)に定義される。以下同じ)(同日を含む)までこれを付し、第13項第(3)号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。
13	償還の方法及び期限	(1) 償還金額 額面100円につき金100円 (2) 償還の方法及び期限 (イ)平成23年5月27日(以下、「償還期限」という)にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本号(ロ)に定めるところによる。 (ロ)当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限

る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で、当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の 5 月 28 日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付して繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

(3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

日本通信株式会社 財務経理部

- |    |                            |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 本社債に付された本新株予約権の数           | 各本社債に付された本新株予約権の数は 500 個とし、合計 2,000 個の本新株予約権を発行する。                                                                                                                                                                                             |
| 15 | 本新株予約権の発行価額                | 本新株予約権は無償にて発行するものとする。                                                                                                                                                                                                                          |
| 16 | 新株予約権の目的となる株式の種類           | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                         |
| 17 | 新株予約権の目的となる株式の数            | 本新株予約権の行使請求(第 18 項に定義する)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する))で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第 21 項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。 |
| 18 | 新株予約権の行使期間                 | 平成 20 年 5 月 27 日から平成 23 年 5 月 26 日までの間(以下、「行使可能期間」という)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という)ができる。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、また②本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成 23 年 5 月 26 日より後に本新株予約権を行使することはできない。                              |
| 19 | 新株予約権の行使の条件                | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                                                                                             |
| 20 | 自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件      | 該当事項なし<br>なお、本新株予約権の取得事由は定めない。                                                                                                                                                                                                                 |
| 21 | 新株予約権の行使時の払込金額             | (1) 各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。<br>(2) 転換価額は、当初 200,000 円とする。                                                                                                                                           |
| 22 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金<br>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。                             |
| 23 | 転換価額の調整                    | (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行日の翌日以後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合                                                                                                                                                                                |

又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによるものとする。

(イ) 株式分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて当社普通株式の株主(以下、「普通株主」という)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 本号(イ)の取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、当該取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(イ)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権につき行使請求をした本新株予約権付社債の社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(3) (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く)の大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号(イ)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は、当社が適切と考える方法により、転換価額の調整を行うものとする。
- (イ) 株式の併合、資本の減少、会社分割、合併又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) 本号(イ)のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(2)号(ロ)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後転換価額の適用の日以降すみやかに通知する。
- 24 本新株予約権の行使後第1回目の配当 行使請求により交付された当社の普通株式に関する配当については、行使請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日になされたときは10月1日に、それぞれ当該普通株式の交付がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
- 25 期限の利益の喪失 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。
- (1) 当社が第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第23項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く)の決議を行ったとき。
- (4) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く)したとき。
- (5) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む)の申立てを受け又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ本新株予約権付社債の社債権者が権利保全上、本新株予約権付社債の存続を不適當であると認めたとき。
- 当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- 26 本新株予約権の発 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ

	行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	り、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額の500分の1と同額とし、当初の転換価額は、当社が過去に実施した当社普通株式の売出価格(平成17年11月30日に売出価格を決定)である128,040円及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)の当初の転換価額である125,000円を参考にしつつ、平成20年5月9日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(93,300円)の2倍の金額(186,600円)を基準に、発行条件を総合的に判断して200,000円とした。
27	行使請求受付場所	日本通信株式会社 人事総務担当
28	行使請求取次場所	該当事項なし
29	行使請求方法	本新株予約権の行使請求受付事務は、第27項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。 (1) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という)に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 行使請求受付場所に対し行使請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
30	新株予約権行使の効力発生時期	行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
31	社債管理者	本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
32	新株予約権付社債の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
33	公告	本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。
34	上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。	
35	上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

## ■日本通信株式会社 会社概要

- 社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）
- 代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）
- 資本金： 2,279 百万円（2008 年 4 月 30 日現在）
- 設立： 1996 年 5 月 24 日
- 事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
- 「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
  - 「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
  - ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。